

豊橋技術科学大学 研究データ管理・公開ポリシーの解説・補足

本解説・補足資料は、豊橋技術科学大学研究データ管理・公開ポリシー（以下「本ポリシー」という。）について、考え方の背景や、ポリシー内の表現、用語の示す意味等について解説及び補足するものであり、今後も必要に応じて見直しを行う予定である。

なお、豊橋技術科学大学（以下「本学」という。）の研究分野は多様であるため、本ポリシーは研究データの管理・公開に関する基本的な方針を示すにとどめることとし、具体的な運用等は、それぞれの研究分野の特性を踏まえ、各部局等の実情に応じて実施できるものとする。

豊橋技術科学大学（以下「本学」という。）は、「技術を支える科学の探究によって新たな技術を開発する学問、技術科学の教育・研究」を使命とし、「実践的、創造的かつ指導的技術者・研究者を育成するとともに、次代を切り拓く技術科学の研究」を行うことを理念として掲げている。

研究データは新たな研究の源泉であり、これを適切に管理し、公開等により利活用を図ることは、当該研究及び研究データ、並びに社会における本学の価値を高めることにつながる。また、研究データの適切な管理は研究の公正性を担保する上で重要である。

このことを踏まえ、機関として、研究データの管理と公開についての方針を示すことは学術研究機関としての責務であると考え、この認識のもと、本学における研究データの管理、公開及び利活用に関するポリシーを以下のように定める。

（前文）

- ・本ポリシーは、本学の理念のもとに策定されるものである。
- ・本学の研究者が、研究データを適切に管理・保存し、公開を行うことは、研究データの価値を認め、これを保護することであり、研究者自身が将来に渡り優れた研究を行うために、また、本学における将来の研究を守るために重要である。また、研究データの適切な管理は、研究の公正性を担保する上で重要である。

（研究データの定義）

- 1 本ポリシーにおける「研究データ」とは、本学における研究活動の過程において収集又は生成された情報を指し、デジタル・非デジタルを問わない

(本ポリシーにおける「研究データ」の定義、適用範囲)

- 本ポリシーにおける「研究データ」とは、研究活動を通じて取り扱うデータをいい、デジタル・非デジタルを問わない。収集または生成した一次データだけでなく、それらを解析または加工した作成したデータも含まれる。研究活動で取り扱うデータとして、「観測データ」、「試験データ」、「調査データ」、「実験ノート」、「メディアコンテンツ」、「プログラム」、「標本」、「史資料」等がある。
- 本ポリシーが対象とする研究データには、学外の研究者が、共同研究や施設・設備の利用等により、本学において行った研究活動を通して収集または生成したデータも含まれる。
- ただし、どの範囲までを本ポリシーの適用範囲とするかについては、各研究分野の特性や研究データの性質、研究の実施体制等により異なると考えられることから、各分野における法的及び倫理的要件、研究者コミュニティ等での標準等を鑑みて、当該研究データの管理者が決めることとする。学生が教育を受ける上で収集または生成したデータは含まれない。
- 「収集したデータ」の中には、著作権に代表される知的財産権を有するもの（論文、書物、作品など）が含まれる場合があるが、それらは法により保護されており、それらが持つ権利は本ポリシーに優先して当然守られなければならない。
- 研究者が、以前に在籍した機関で収集または生成した研究データであっても、本学在籍中にこれらを保持している場合には、本ポリシーの対象となる。

(研究者の責務)

- 2 本学は、原則として、研究データを収集又は生成した研究者がその研究データの管理を行う権利と責務を有していることを認める。

(研究者の責務)

- 研究者は、収集又は生成された研究データを適切に管理する権利と責務を有するものとする。

(本ポリシーにおける「研究者」の定義、適用範囲)

- 本ポリシーにおける「研究者」とは、以下の者をいう。ただし、本ポリシーの対象となる「研究者」の具体的な対象範囲については、それぞれの研究分野における特性等を踏

まえ、各部局等で別途定めることができるものとする。

- (1) 研究活動を行う本学の教員、研究員及び職員（常勤・非常勤を問わない）
- (2) 研究活動を行う本学の学生等
- (3) 研究費または本学の施設もしくは設備を利用して研究活動を行う者で上記（1）、（2）以外の者

・共同研究等の相手先の大学や企業、機関等に在籍する者が、本学の研究活動に従事する場合、相手先と協議の上、本ポリシーの対象者（上記（3）の者）に含むことができるものとする。また、本学の研究者が、共同研究等の相手先で取得した研究データについては、相手先が定めるルールに基づき、適切に対応する。

・なお、上記の（2）、（3）の者は、本学の教員の関与のもと、本ポリシーに定める研究者の責務を果たすものとする。

（研究データの管理・公開）

- 3 研究者は、それぞれの研究分野の特性を踏まえ、関係諸法令及び本学諸規則等、並びに、倫理的要件等を遵守し、研究データを適切に管理・保存し、可能な範囲で公開し利活用に供する。ただし、第三者の権利及び法的利益を害する場合はこの限りではない。

（研究データの管理・公開）

- ・研究データの管理主体は研究者であり、研究データを収集または生成した研究者は、それぞれの研究分野の特性等を考慮し、関係諸法令及び本学諸規則等、並びに、倫理的要件等を遵守し、それを自律的かつ適切に管理、公開するものとする。特に、研究データの公開／共有／非公開・非共有については、研究者が適切に判断する事項である。
- ・本ポリシーにおける「研究データ管理」とは、データの収集、生成、整理、解析、加工、共有、保存、破棄等、研究活動の開始から終了までの研究データの取扱いを定め、これを実践することを指す。

※研究の段階に応じた研究データ管理の例

- 研究開始前：研究データ管理計画（DMP）の策定
- 研究活動中：研究データの適切な保管・利用
- 研究終了後：研究データの保存・廃棄の選別、保存期間の設定・延長、及び保存・廃棄の適切な実施

(本ポリシーにおける研究データの区分)

- 本ポリシーにおいて、「公的資金による研究データの管理・利活用に関する基本的な考え方」(令和3年4月27日、統合イノベーション戦略推進会議)を踏まえ、公的資金による研究開発の過程で生み出され、デジタル形態で管理可能な研究データのうち、大学や資金配分機関の基準等に基づいて、管理・利活用の対象として、研究者がその範囲を定めるものを「管理対象データ」とする。
- さらに、管理対象データは次のとおり公開・共有の可否を定め、利活用を図るものとされている。
 - (1) 公開データ：一般に任意の者に利活用可能な状態で供する研究データをいう。
 - (2) 共有データ：アクセス権を付与された限定された者に利活用可能な状態で供する研究データをいう。
 - (3) 非公開・非共有データ：公開も共有もしない研究データをいう。

(本ポリシーにおける研究データの区分表)

- 「公的資金による研究データの管理・利活用に関する基本的な考え方」を踏まえ、本ポリシーにおける研究データ(管理対象データ)の区分は、次の表のようになる。

研究データ	デジタル形態のデータ	管理対象データ	公開データ(一般公開) 一般に任意の者に利活用可能な状態で供する研究データ
		「公的資金によるデジタル形態の研究データのうち、大学や資金配分機関の基準等に基づいて、 <u>管理・利活用の対象として、研究者がその範囲を定めるもの</u> 」等	共有データ(制限公開) アクセス権を付与された限定された者に利活用可能な状態で供する研究データ
			非公開・非共有データ 公開も共有もしない研究データ
		管理対象ではないデータ	
非デジタル形態のデータ			

(研究公正の観点を踏まえた研究データの保存)

- 「国立大学法人豊橋技術科学大学研究公正規程」(平成19年3月22日規程第76号)に基づき、研究者は、研究公正の観点を踏まえ、研究データを適切に保存するものとする。

(共同研究等における研究データの取扱い)

- 研究者は大学や企業、機関等と共同研究等を行う場合、その相手先と予め研究データの

取扱い、権利及び責任等について、協議の上、合意を得るものとする。

(オープン・アンド・クローズ戦略に基づく公開可否の判断)

- ・研究データにおけるオープン・アンド・クローズ戦略とは、「データの特性から公開すべきもの（オープン）と保護するもの（クローズ）を分別して公開する戦略」のことを指す。
- ・法的・倫理的観点から公開できると判断された研究データであっても、研究成果の社会実装やさらなる研究推進のために、知的財産として法的な保護が必要な研究データも存在する。研究者は、オープン・アンド・クローズ戦略に基づき、こうした保護の可否についても検討したうえで、戦略的に公開の可否を判断することが求められる。
- ・なお、本学は、研究者の判断を支援するため、適切な情報提供や助言の充実など、知的財産マネジメント機能の一層の強化を図る。

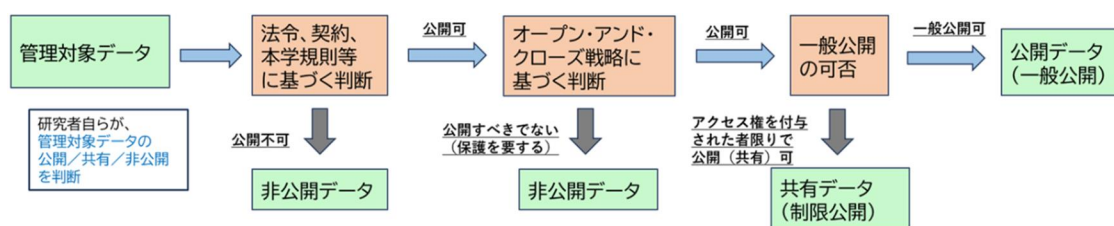
(適切なエンバーゴ（時限付き非公開）期間の設定)

- ・産業競争力や科学技術・学術的な優位性を確保するためには、公開による利活用の促進とのバランスを考慮しつつ、適切なエンバーゴ（時限付き非公開）期間を設定することも想定される。

(本ポリシーにおける研究データの公開・共有・非公開の判断フロー図)

- ・上記を踏まえ、本ポリシーにおける研究データ（管理対象データ）の公開・共有・非公開の判断に係る主なフロー図を以下に示す。

※研究データ（管理対象データ）の公開・共有・非公開の判断に係る主なフロー図



(公開する研究データ、FAIR原則)

- ・公開に問題がなく、「一般公開可」と判断された研究データを公開する際には、可能な限り「FAIR原則」に則って公開することが望ましい。FAIRとは、「Findable（見つけられる）、Accessible（アクセスできる）、Interoperable（相互運用できる）、Reusable（再利用できる）」の略で、データ公開の適切な実施方法を示す原則のことである。

(研究者の異動、退職)

- ・研究者は異動または退職する場合、研究分野の特性を踏まえ、また、関係者と協議の上、その管理する研究データの取扱いを適切に定めるものとする。

(大学の責務)

- 4 本学は、研究データの保存・管理、公開及び利活用を支援する環境を整える。

(大学の責務)

- ・研究者が適切に研究データの管理・公開等を行えるよう、本学は以下のような支援環境を整える。
 - ① 研究データを管理するためのデータプラットフォーム等を提供する。
 - ② 研究データ管理計画等、研究データの管理に関する計画や行動を支援する。
 - ③ 研究データを公開するためのデータリポジトリを提供する。
 - ④ 公開する研究データのメタデータ作成を支援する。
 - ⑤ 研究データに関する契約、法務等を支援する。
 - ⑥ 研究データの管理、公開、利活用に関わる規程・実施要項等を定める。
 - ⑦ 研究データの管理、公開、利活用に関して啓発する。

(ポリシーの見直し)

- 5 本ポリシーは、社会や学術状況の変化に応じて適宜見直しを行うものとする。

(ポリシー等の見直し)

- ・本ポリシー及び本解説・補足資料は、社会情勢や学術情勢の変化等に応じて、適宜見直しを行うものとする。